

2025年10月9日

各 位

会社名 株 式 会 社 キ ャ ン バ ス
代表者名 代表取締役社長 河邊 拓己
(コード番号：4575 東証グロース)
問合せ先 取締役最高財務責任者 加登住 眞
IR@canbas.co.jp

CBP501と免疫チェックポイント阻害剤等の併用に関する欧州特許査定受領のお知らせ

このたび、当社が創出し臨床試験段階にある抗がん剤候補化合物CBP501について、免疫チェックポイント阻害薬などとの併用投与に関する特許査定^{*1}を欧州特許庁から受領しましたので、お知らせします。

【発明の名称】 PEPTIDES AND PEPTIDOMIMETICS IN COMBINATION WITH T CELL ACTIVATING AND/OR CHECKPOINT INHIBITING AGENTS FOR CANCER TREATMENT
(参考訳：T細胞活性化剤及び／又はチェックポイント阻害剤と併用してがん治療に用いるペプチド及びペプチドミメティクス)
【特許番号】 EP3365354
【特許権者】 株式会社キャンバス

この特許は米国及び日本で既に成立しており、このたび同様の内容が欧州でも成立したものです。

CBP501の物質特許は既に特許権の存続期間を過ぎているため、当社は、既に日米欧で成立している投与対象を白血球数で絞り込む特許^{*2}や本件特許によって、CBP501が特許によって保護される実質的な期間（いわゆる特許寿命）の戦略的確保を図っています。

今後も、開発中の他の抗がん剤候補化合物も含めて、このような戦略的な特許展開を実施していきます^{*3}。

今回の特許査定受領による当期業績への影響はありませんが、独占期間の延長によって中長期的な企業価値の向上に寄与することが期待されます。

以上

*1 特許査定とは、特許庁の審査で特許権を与える価値のある発明と判断されたことを示すものです。このあと特許料を納付することで特許権の効力が発生します。

*2 白血球異常値を排除する旨を禁忌として記載することによって、実質的な独占期間の延長を図るものです。

適時開示 <https://ssl4.eir-parts.net/doc/4575/tdnet/1289262/00.pdf> や当社ブログ記事 https://www.canbas.co.jp/canvas_151005/ <https://www.canbas.co.jp/20200205/> の解説をご参照ください。

*3 当社は、特許の成立に関し、原則として米国・欧州・日本それぞれ最初の成立（特許査定）のみを公表しています。